

## はじめに

健康はだれもが幸せにいきいきと笑って暮らしていくための基本となるものです。そして、いきいきと活動できる人が増えることは、活力ある元気なまちをつくることとなります。



本町では、平成 27 年 9 月に「健幸長寿のまち」宣言を行い、誰もが生きがいを持ち、生涯にわたって活躍できる、活気あふれるまちを目指しています。

近年、日本の自殺者の数は減少しているものの、いまだに年間 2 万人を超えており、自殺はその多くが健康や家族の問題をはじめ、経済や生活の問題など様々な要因が複雑に絡み合っただけで深刻化した結果による追い込まれた末の死といわれています。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。こうしたことから、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、みやき町自殺対策計画を策定いたしました。

今後、本計画を実行性のあるものとするために、保健・医療・福祉・教育・警察・消防・民間団体など様々な分野の機関や団体と連携を図りながら、自殺対策を推進してまいります。

なお、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月      みやき町長 末安 伸之



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間 .....	2
第2章 みやき町における自殺の現状・課題と今後の方向性 .....	3
1. 統計からみるみやき町の現状 .....	3
2. 調査票及びヒアリング調査からみるみやき町の自殺対策の現状 .....	8
3. 課題のまとめと今後の方向性 .....	12
第3章 計画の基本的な考え方 .....	13
1. 計画の基本理念 .....	13
2. 計画の基本方針 .....	13
3. 計画の基本目標 .....	15
第4章 施策の展開 .....	16
[ 1 基本施策 ] .....	16
1. 地域におけるネットワークの強化 .....	16
2. 自殺対策を支える人材の育成 .....	18
3. 町民への啓発と周知 .....	19
4. 生きることの促進要因への支援 .....	20
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 .....	21
[ 2 重点施策 ] .....	23
1. 未来（目標・生きがい・居場所）への支援 .....	23
2. 勤務者・経営者への支援 .....	25
3. 高齢者への支援 .....	26
[ 3 評価指標 ] .....	27
第5章 計画の推進体制 .....	28
資料編.....	29



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は平成10年以降、毎年3万人を超え、平成15年には34,427人とピークを迎えるなど、高い水準で推移してきました。平成18年の「自殺対策基本法」の施行以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国が自殺対策を推し進めたことにより、平成22年以降は、わずかですが減少傾向となっています。しかし、依然として自殺者数は毎年2万人を超える水準となっています。若年層では、20歳未満の自殺死亡率<sup>※</sup>が平成10年以降、概ね横ばいである中で、20歳代、30歳代における死因の第1位が自殺であり、自殺死亡率もピーク時からの減少率が他の年代に比べて低くなっています。

自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの多種多様な社会的要因があります。人は、さまざまな悩みが原因で追い詰められた結果、生に価値を見つけることができずに、自死を選ばざるを得ない状況に陥ります。家族や社会との繋がりの希薄化や、自己肯定感の低下、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から追い込まれるものであり、自殺は「個人の自由な意思や選択」の結果ではなく、追い込まれた末に生じる「誰にでも起こり得る」ものだといえます。そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として実施していく必要があります。

こうした中、平成28年4月には自殺対策をさらに強化するため、自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。本町においても、すべての町民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「みやき町自殺対策計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

※人口10万人あたりの自殺死亡者数

## 2. 計画の位置付け

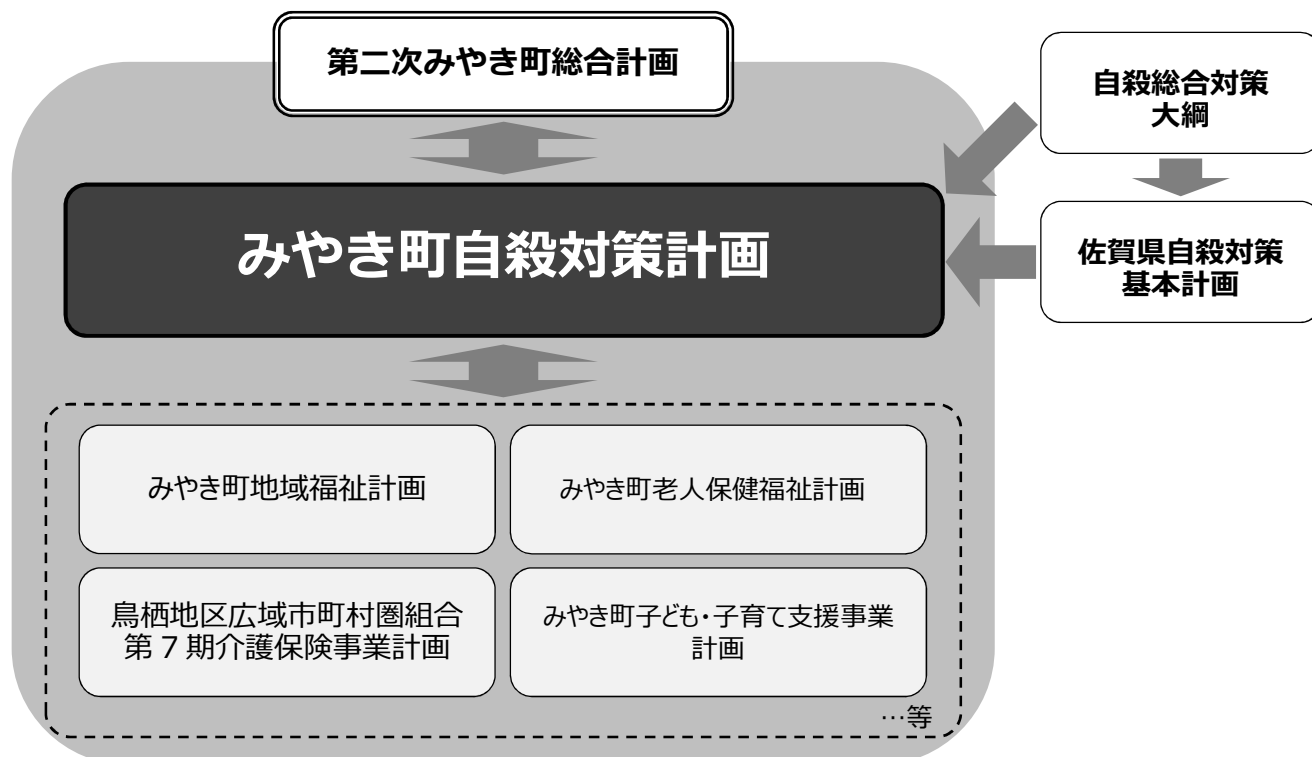
### (1) 法令の根拠

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町における自殺対策の基本的な計画として策定します。

## (2) 各種計画等との関係

本計画は、本町の最上位計画である「第二次みやき町総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「みやき町地域福祉計画」「みやき町老人保健福祉計画」「鳥栖地区広域市町村圏組合 第7期介護保険事業計画」「みやき町子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び佐賀県の「自殺対策基本計画」を踏まえて策定しています。

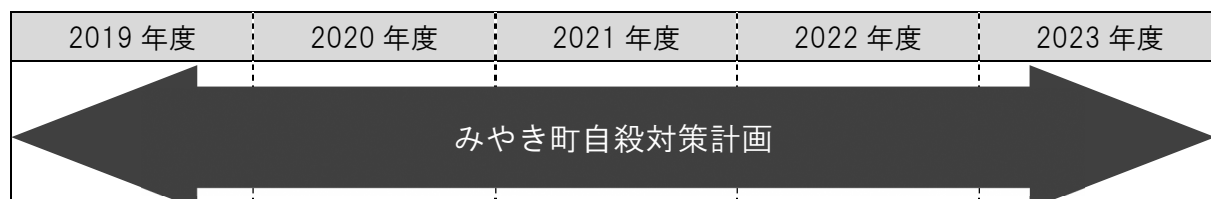
### ■関連計画等との関係図



## 3. 計画の期間

本計画は、国の自自殺総合対策大綱も踏まえ、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間として設定します。

### ■計画の期間

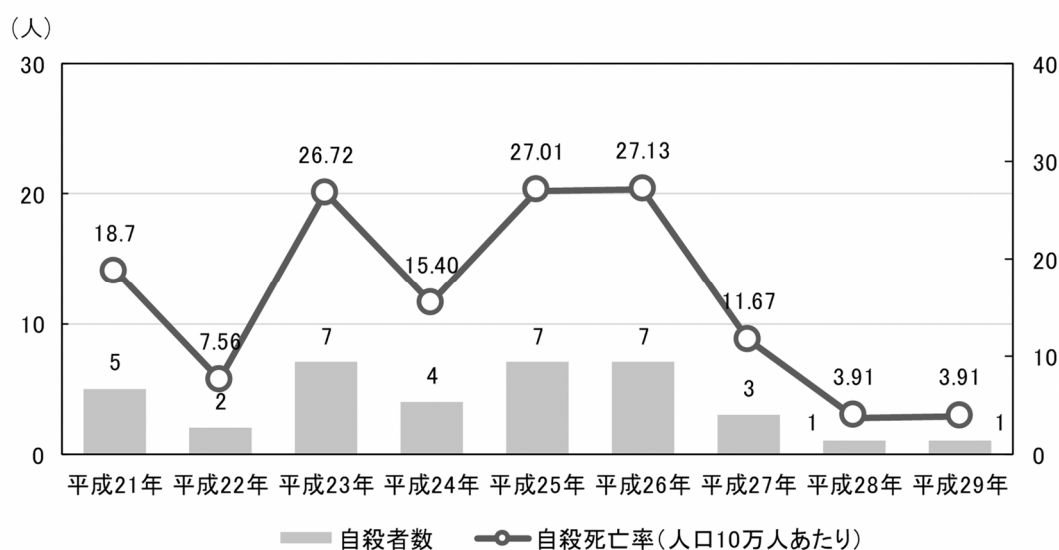


## 第2章 みやき町における自殺の現状・課題と今後の方向性

### 1. 統計からみるみやき町の現状

#### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

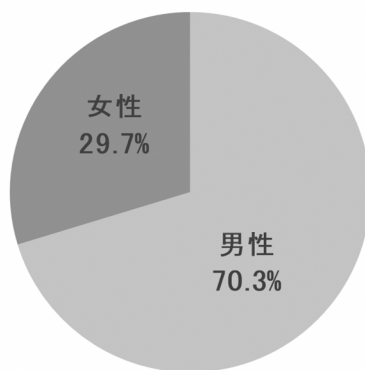
平成21年からの自殺者数をみると、平成23年、25年、26年が7人となっており、それ以降減少し、平成28年、29年では1人となっています。自殺死亡率（対10万人）をみると、平成26年の27.13がピークとなっており、平成28年、29年で3.91となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

#### (2) 性別別の自殺者の状況

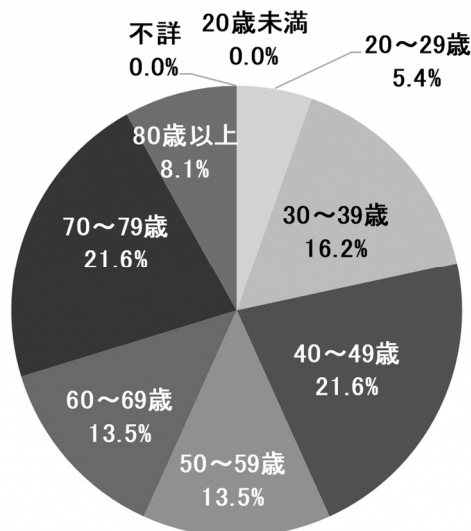
平成21年からの自殺者の内訳をみると、性別別では、男性は70.3%、女性は29.7%となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

### (3) 年齢別の自殺者の状況

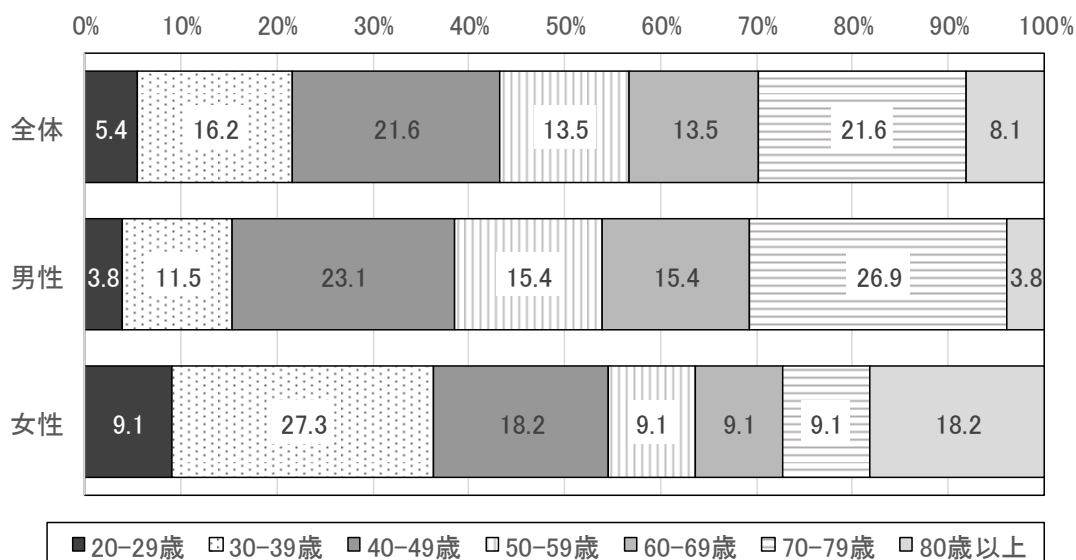
平成 21 年からの自殺者について、年齢別にみると、40～49 歳、70～79 歳が 21.6%となっており、30～39 歳が 16.2%となっています。いわゆる現役世代（60 歳未満）と高齢者世代（60 歳以上）の割合は、おおよそ 6：4 となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

### (4) 性別・年齢別の自殺者の状況

平成 21 年からの自殺者について、男女別・年齢別にみると、男性では 70～79 歳が 26.9%、40～49 歳が 23.1%となっています。女性では 30～39 歳が 27.3%、40～49 歳、80 歳以上が 18.2%となっています。

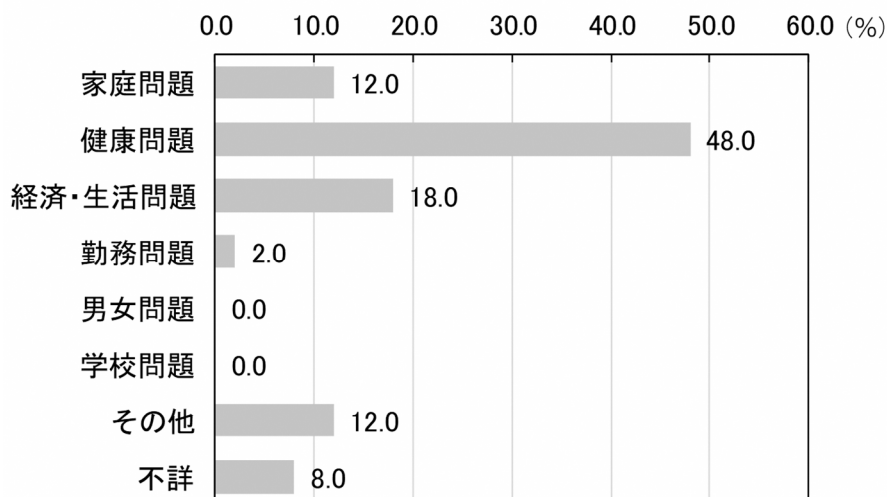


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」



## (5) 自殺の原因・動機

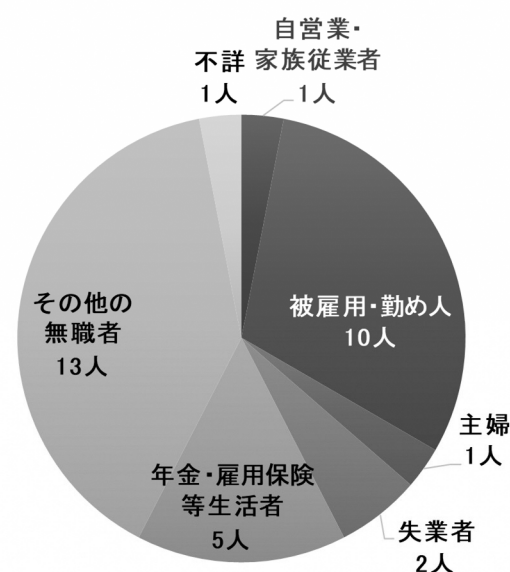
平成21年からの自殺者について、自殺の主たる原因・動機をみると、「健康問題」が48.0%で最も高くなっています。次いで「経済・生活問題」が18.0%となっています。ただし、自殺の原因・動機は一つの要因に帰されるのではなく、複合的な理由によって自殺に至るということを理解する必要があります。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

## (6) 職業別の自殺者の状況

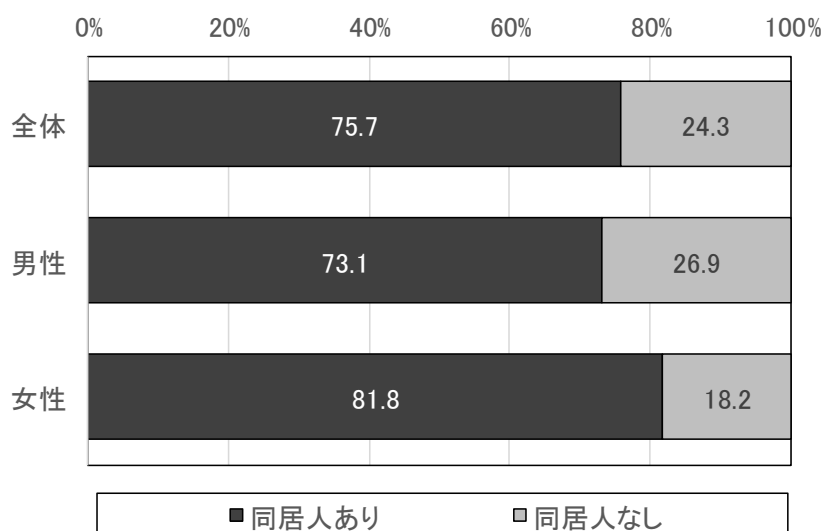
平成21年からの自殺者について、職業別にみると、「その他の無職者」が13人、「被雇用・勤め人」が10人、「年金・雇用保険等生活者」5人となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」  
※プライバシー秘匿のため公開されていないケースが4件あるので全体数と合致しない

## (7) 同居人の有無による自殺者の状況

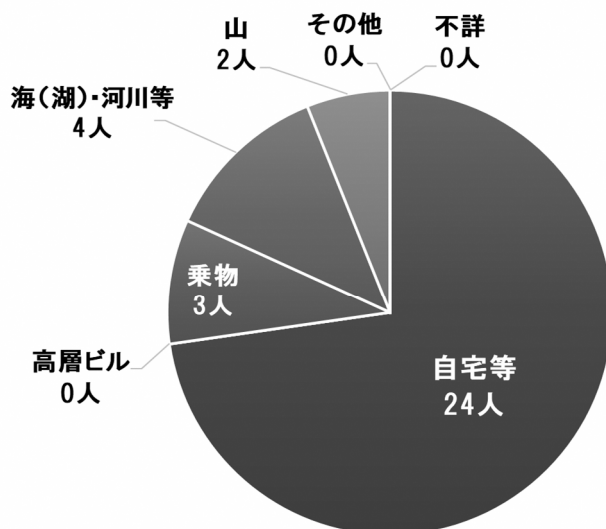
平成 21 年からの自殺者について、自殺者の同居人の有無をみると、全体では「同居人あり」が 75.7%、「同居人なし」が 24.3%となっています。男性では「同居人あり」が 73.1%、「同居人なし」が 26.9%、女性では「同居人あり」が 81.8%、「同居人なし」が 18.2%となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

## (8) 自殺場所の状況

平成 21 年からの自殺者について、自殺場所の状況をみると、「自宅等」が 24 人、「海（湖）・河川等」が 4 人、「乗物」が 3 人となっています。



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

※プライバシー秘匿のため公開されていないケースが 4 件あるので全体数と合致しない

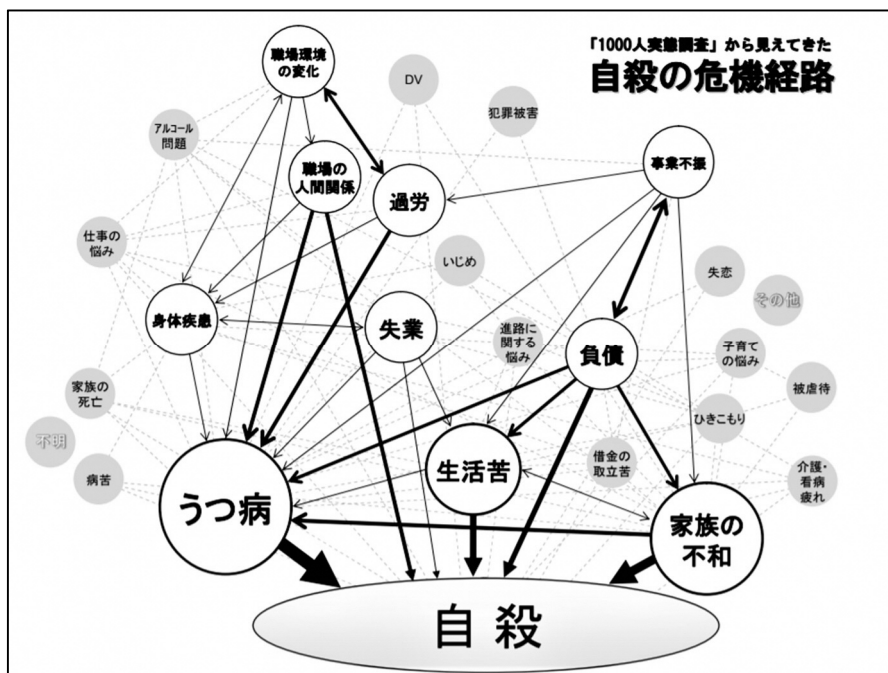
## (9) 小括

- ・平成 21 年からの自殺者について男女の比率は、7 : 3となっています。
- ・60 歳未満と 60 歳以上の比率は、6 : 4となっています。男女別にみると、女性の方で 60 歳未満の割合が高くなっています。
- ・自殺の動機は、「健康問題」が非常に多くなっています。
- ・就業別では、「その他の無職者」「被雇用・勤め人」が多くなっています。
- ・同居人ありで自殺している人が多くなっています。
- ・場所では「自宅等」が最も多くなっています。

以上のことから、主に、勤務者向け、高齢者向けの対策に重点が置かれるべきだと考えられます。また、同居している人の割合が多く、場所でも自宅等が多くなっていることから、町民一人ひとりへの啓発が非常に大切だということがわかります。また、動機として「健康問題」が多くなっていることから、心身共に健康を維持することが、自殺対策につながっていることを理解することが必要です。

### 【MEMO】 自殺の要因について

自殺の要因は、一つの要因に帰されることは少なく、いくつかの要因が絡み合っています。自殺の要因を「危機要因」といいます。研究によると、自殺した方の危機要因数の平均は、4.0となっています。危機要因で非常に重大なものは、「うつ病」「家族の不和」「負債」「身体疾患」「生活苦」「職場の人間関係」「職場環境の変化」「失業」「事業不振」「過労」となっています。人は、下の図のような経路を辿って自殺に追い込まれてしまいます。



出典：ライフリンク『自殺実態白書 2008』

## 2. 調査票及びヒアリング調査からみるみやき町の自殺対策の現状

みやき町の現状を把握し、これからの対策を考えるため、管内の関係団体へ調査票を通じて調査を行いました。また、町行政組織内の自殺の要因となり得る課題を抱えた人に接することの多い関係課（健康増進課、地域包括支援センター、環境福祉課、教育委員会）に対してもヒアリングを行いました。

### (1) 町内の関係団体への調査

本計画策定にあたり、管内の関係団体へ調査を行いました。本調査は、以下の団体に調査票を送り、記入後に返送してもらいました。

調査の対象としたのは、鳥栖公共職業安定所、鳥栖警察署、鳥栖保健福祉事務所、鳥栖・三養基地区消防事務組合、鳥栖三養基医師会、三養基・鳥栖地区歯科医師会、みやき町商工会、佐賀県農業協同組合三神エリア総合部、みやき町社会福祉協議会、NPO 法人きゃんどうるハートとしました。

調査内容は、自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業を行っているかどうか、他の関係機関・団体と連携は取れているかどうか等としました。

みやき町社会福祉協議会と NPO 法人きゃんどうるハートについては、調査票を基にしてスタッフにヒアリング調査を行いました。

### ■ 調査票結果の概要

自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業を行っているかどうかを調査したところ、半数の団体が「行っている」との回答がありました。また、自殺対策の関連事業を行うに際しては、その多くが「マンパワーが不足している」ことを問題として指摘しています。

多くの団体が、関係団体と地域の団体との交流・連携の機会を設けることや人材の育成の重要性を認識しており、「目的に関わらず、幅広い分野で他の関係機関・団体と連携をとりたい」と考えています。また、団体の日々の活動が、自殺対策に結びついていると考えています。

団体の事業を通じてみられる住民生活の現状や課題については、次のような回答がありました。回答は抜粋しています。

#### 【鳥栖保健福祉事務所】

- ・自殺未遂者への支援が不十分である。把握方法、適切な相談機関へつなぐ等の支援体制を構築する必要があると考える。
- ・ゲートキーパー\*を養成し、身近な人の変化に気づき、早期に支援者に結び付ける機能を充実させる必要がある。
- ・産後うつを発症しやすく、また産後うつから子への虐待へ繋がることもある。妊娠期から子育

\* 自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて、適切な対応ができる人のこと。

て期までを継続して見守り、必要な時にタイムリーに支援ができる体制が必要である。

- ・母子家庭、父子家庭などシングルで子育てをしている家庭が増えている。育児の負担からメンタル不調や虐待に至らないよう、地域で支えるしくみを充実させることが必要である。

#### 【鳥栖三養基医師会】

- ・職場・家庭でのうつ病対策として、垂直連携\*とともに横の繋がり連携のグループシステム化が十分でなく、かかりつけ医への周囲からの受診のすすめの体制が必要。
- ・「働き方」に対し各個人の意識の持ち方の再認識が必要。各人の精神的・時間的余裕を持てるような環境づくりが大切。

#### 【鳥栖警察署】

- ・一人暮らしの精神疾患患者に対する支援が不十分。
- ・認知症の高齢者や障がいの特性について周知されていない。
- ・多重債務や失業が自殺の要因となるケースが多い。
- ・雇用関係のトラブルの相談が増加傾向にある。
- ・DV や DV に至らないまでも家庭内でのトラブルは、増加傾向にある。

#### 【佐賀県農業協同組合三神エリア総合部】

- ・メンタルヘルスを重視した面談やストレスチェックを行っているが、改善に繋がっていない。

## ■ヒアリング調査結果

みやき町社会福祉協議会と NPO 法人きゃんどうるハートに対しては、上記調査に併せて、ヒアリング調査も行いました。結果は、以下の通りです。

#### 【みやき町社会福祉協議会】

(調査票結果より)

- ・顔が見えない人に福祉の関心を高めていく事業や参加するきっかけづくりが必要。
- ・老人クラブの「友愛訪問」と「愛の一声」など似ている支援内容であるが「個人情報」などの壁もあり連携がとりにくい状況と聞く。
- ・金銭的困窮、借金やその返済、支払催促への対応、不動産等の財産分与、相続、このような自殺に関係する問題が、一部の町民にある。
- ・家族介護者交流事業を通じて、男性が妻の介護・家事をしたり、重度の認知症を介護している老々介護の問題や 8050 問題<sup>†</sup>のようにひきこもりや障がいのある独身の子どもと一緒にくらしているケースが多いことを実感している。

\* 組織や集団内部における上下間の連携のこと。

<sup>†</sup> 「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」。子どものひきこもりが長期化し、その親が70代から80代となりつつある。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるケースがあります。

(ヒアリング調査より)

- ・生活に困窮しているという相談を受けることがある。失業の問題等が絡んでいるが、働く意欲すら奪われていることも見受けられる。
- ・相談に来る方に対応することが主となっているが、来年度からはアウトリーチ\*活動にも力を入れたい。
- ・昨年より地域の座談会を開催し、地域の課題を住民の手で解決できるようにコーディネートが始めている。
- ・マンパワーが不足しており、ボランティアの育成が不可欠となっている。
- ・直接的な自殺対策事業は行っていないが、地域福祉を高めることは自殺対策に繋がっていると考えている。

【NPO 法人きゃんどうるハート】

(調査票結果より)

- ・出産後、仕事へ復帰する時、保育園に入所できないのではないかと不安がある。
- ・第二子以降の出産後、上の子をみてくれるところがないと、産後ケアを利用しにくい。

(ヒアリング調査より)

- ・EPDS 調査<sup>†</sup>やボンディング調査<sup>‡</sup>を利用し、産後の母親の状態を確認して、ストレスケアを行っている。産後に自殺の危険性がみられる場合には、町の保健師と連携をとっている。
- ・産後の女性に対するケアは非常に大切である。このことの社会的認識を深める必要がある。

## ■小括

- ・住民個々人が抱えている問題をいかに拾い上げるかということ。
- ・いかに自殺のリスクが高い人を支援し、相談機関へとつなげるかということ。
- ・地域内での各団体の繋がりを強めていく必要があること。
- ・自殺の多種多様な要因を複合的に同時に解決していく体制が必要だということ。

こうしたことが問題と考えられます。

## (2) 庁内ヒアリング調査結果の概要

本計画策定にあたり、自殺の要因となり得る課題を抱えた人に接することの多い関係課である健康増進課、地域包括支援センター、環境福祉課、教育委員会に対面でヒアリング調査を行いました。

\* 援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。

† エジンバラ産後うつ病質問票 (Edinburgh Postnatal Depression Scale)。質問は10個あり、母親が直接回答します。これによって、母親の抱えるさまざまな問題を明らかにすることができるとされています。

‡ 自分が産んだ子どもに対して愛情を感じているかどうかを調べるための調査。

した。質問の内容は、庁内連携に関すること、地域連携に関すること、住民への啓発・住民への働きかけに関することです。ヒアリング調査結果は以下の通りです。

#### ■庁内連携について

- ・自殺対策に関する研修やゲートキーパー養成に関する研修を行うことで共通の理解を得て、自殺を防止するという意識を醸成することが必要である。しかし、職員の意識の差もあり、その効力を持続させることは難しいのではないかと。研修のフォローアップも必要となってくる。
- ・職員は、業務の中で住民の相談対応をしている。自殺対策のなかで大切なのは、住民が抱えている悩みや課題について、職員が気づいたことを共有することではないだろうか。自殺のリスクの高い人の情報を一元化する必要があると思われる。しかし、個人情報問題もあり、連携するとしても、どのように行うかが問題となる。
- ・自殺対策を行うにしても、推進本部のような中心となる組織が必要なのではないかと。
- ・うつ病などへのメンタルヘルスケアについては、病院、県との連携が不可欠。

#### ■地域連携について

- ・地域での様々な役割を明確にした上で自殺対策に参画できるような環境の整備が必要。
- ・地域の繋がりは強いと感じている。地域のなかで民生委員・児童委員の役割は常に重要なものとなっており、民生委員・児童委員からの情報は大きい。
- ・地区によってばらつきはあるものの、健康体操、いきいき百歳体操、サロン活動が行われている。そこでの繋がりが、高齢者の居場所となったり見守り活動のひとつとなったりしており、孤独や孤立の予防、解消となっている。
- ・行政サービスのあり方として、高齢者や子どもへのサービスは充実しているが、現役世代へのサービス、特に企業で働いている方々へのケアが少ない。行政として関わりが薄くなっているところでもある。そうした方々へのアプローチが課題となる。

#### ■住民への啓発・働きかけについて

- ・自殺に対する正しい知識の普及のためにリーフレット等の配布やポスターの掲示。
- ・自殺に関する相談窓口の案内などの広報。
- ・子どもへの対策については、長期休業後のケアを行っている。指導啓発活動を行い、ホットラインを設置している。いじめがあり、欠席が続いた場合には、対策委員会を開くようにしている。
- ・不登校児については、将来精神疾患へつながる可能性があるため、対策を行っている。
- ・ゲートキーパーという言葉自体が、ゲートキーパーへの敷居を高くしているのではないかと。ゲートキーパーには専門性はあまり必要ではなく、自殺防止には、家族や仲間の変化に気づいて声をかけること、本人の気持ちを尊重し耳を傾けること、早めに専門機関に相談するように促すことが非常に大切なことである。話をする、気にかけてもらえるという地域の雰囲気、自殺対策につながるのではないかと。
- ・啓発については、町民が集まるところに、相談窓口の一覧が記されているパンフレットをおいて、目に触れる機会を増やしていくべきではないだろうか。

### **3. 課題のまとめと今後の方向性**

---

#### **(1) 自殺予防としての「健幸長寿」のまちづくりの推進**

健康問題を原因として自殺した人が多くいるという事実を考えると、町民の心身の健康維持は自殺への対策と直接的に結びついていると考えられます。日常的に健康に気を遣うことができ、また地域社会に参加できるように、「健幸長寿」のまちづくりを積極的に進めて行くことが重要です。

#### **(2) いのちを大切に作る包括的なネットワークの形成**

一人ひとりの自殺の背景には、健康や経済、職場、家庭、学校などの多種多様な要因が重なっています。さまざまな悩みや生活上の困難を抱えている人を支援していくために、自殺の要因となり得る課題を抱えた人に接する部署では、たえず目の前の人自殺に追い込まれる危険性があるという認識を持ち、自殺予防についての役割を明確にして適切な対応をすることが必要となります。

さらに、普段の取り組みを自殺対策の視点から捉え直して進めながら、行政だけでなく、自殺対策に関わる関係機関や町民、団体、企業等はもちろん、地域のさまざまな関係者や組織との連携をさらに強化していくことが重要です。

#### **(3) いのちを支える気運の醸成と人材育成**

自殺に追い込まれることが誰にでも起こり得るものであるということ、同時に自殺対策の本質は生きることの支援であるということを継続的に啓発し、町民一人ひとりがゲートキーパーとして適切な対応ができるように人材の育成を進めていくことが重要です。

#### **(4) 重点的な取り組みの推進**

自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感、経済的な安定、社会や地域に対する信頼感、帰属感といった「生きることの促進要因」よりも、将来への不安や絶望、多重債務、孤独、社会や地域からの疎外感といった「生きることの阻害要因」が上回ったときとされています。

町民みんなが、「目標」や「生きがい」を持つことができ、「仲間」とともに社会に参加できる「居場所」を持つことができれば、自殺リスクを低下させることに繋がります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

国の自殺総合対策大綱で掲げられている基本理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を踏まえつつ、「第二次みやき町総合計画」の重点目標である「『健幸長寿』のまちづくりの推進」、また主要施策にある「心と身体が元気なまち」という視点から、以下のよう

■計画の基本理念

**みんなが「目標」と「生きがい」を持つことができ  
誰も自殺に追い込まれないまち**

### 2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の5つを基本方針として掲げます。

#### (1) 生きることの包括的な支援の推進

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、将来への不安や絶望、多重債務、孤独、社会や地域からの疎外感といった「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺のリスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方を通じて自殺のリスクを低下させる方向で推進する必要があります。

本町の自殺防止は、「生きることの支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。そのためには、さまざまな

野の施策、人々や組織を密接に連携させる必要があります。

また、連携の効果をさらに高めるため、さまざまな分野における、「生きることの支援」に携わる人それぞれが、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神医療・保健・福祉サービスを受けられるようにすることを目指します。

### (3) 対応の段階に応じた対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」がそれぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが求められるため、各主体との適切な役割分担のもとで取り組みを進めます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があるため、このような観点からの取り組みについても、効果的な連動を図ります。

### (4) 啓発と実践を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、医療機関等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組めます。

### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本町をはじめ、国や佐賀県、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して総合的に自殺対策を推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみを構築します。

### 3. 計画の基本目標

国は自殺対策について、平成 29（2017）年から 2026 年までの 10 年間で、自殺死亡率を平成 27 年の 18.5 と比べて 30%以上減少させるという考え方のもと、「2026 年までに、自殺死亡率を 13.0 以下まで減少させる」ことを目標にしています。

また、佐賀県においては、国の目標値である「2026 年における自殺死亡率 13.0 以下」に見合うよう、「2027 年までに、自殺死亡率を 10.7 以下まで減少させる」ことを目標にしています。本町では、実情を鑑み、以下のように定めます。

#### ■計画の基本目標



#### 自殺死亡率（対 10 万人）



## 第4章 施策の展開

### [ 1 基本施策 ]

#### 1. 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた環境を整備するため、その基盤となる、地域におけるネットワークの強化を行います。地域の関係機関との連携強化とともに、庁内の連携強化を図ります。

##### ■ 庁内・地域の関係機関との連携強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

また、自殺関係会議の開催による庁内の意識向上に努めるなど、自殺にかかわる庁内の連携体制の強化に努めます。

##### 【主な取り組み・担当部署】

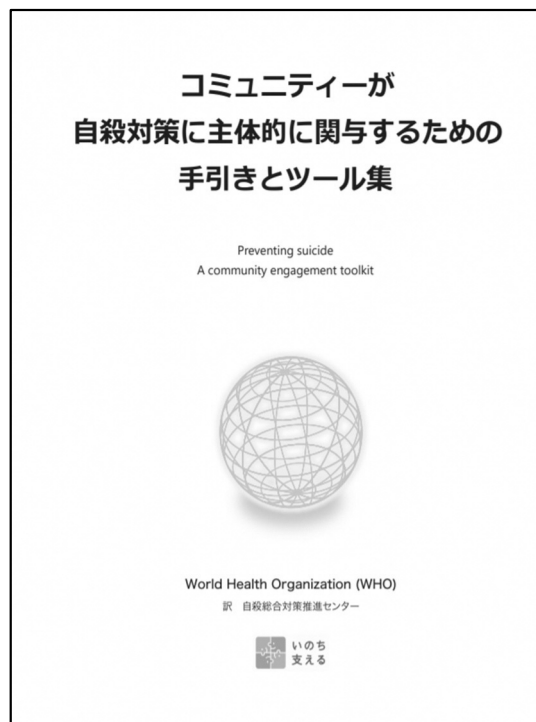
<b>「みやき町自殺対策推進本部会」</b>	
みやき町特別職、各部課長で構成される本部会において、計画に基づき自殺対策の施策の推進を図るとともに、全庁的な関連施策の推進を図ります。	健康増進課
<b>「みやき町健康づくり推進協議会」</b>	
保健、医療、教育、職域等幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、町の自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証を行います。	健康増進課
<b>「鳥栖三養基地域自立支援協議会」</b>	
障がい児・者を対象とした医師や福祉等の各種支援機関の間に医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークであり、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得るため、協議会の中で役割分担を明確にし対象者が抱える複合的な課題の対応策を協議します。	環境福祉課
<b>「高齢者虐待防止ネットワーク会議」</b>	
ネットワーク会議において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取り組みの推進を図ります。	地域包括支援センター

<b>「校区区長会」</b>	
各校区の区長を参集する会議において、町の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関へつなぐゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支えあいと見守りができる体制を推進します。	総務課
<b>「要保護児童対策地域協議会」</b>	
子どもに関わる地域の関係者が参集する協議会において、自殺対策の情報共有やゲートキーパー養成講座等の研修を実施し、支援の共通認識を図ります。	子ども未来課

## 【MEMO】 自殺対策におけるコミュニティの役割

国は、「社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連携による、総合的な自殺対策」を進めています。このように国の自殺対策において、社会制度というマクロな局面と対人支援というミクロな局面とを橋渡しするという点で、地域社会の役割は大きくなっています。

それでは、自殺対策におけるコミュニティの役割とはなんでしょうか。WHO が出した「コミュニティが自殺対策に主体的に関与するための手引きとツール集」によると、「最も重要だと思われることは、コミュニティは人々に帰属意識を持たせてくれることである。コミュニティの中での社会的支援によって、社会的なつながりを構築し、困難に対処する能力をつけることで、自殺リスクの高い人を自殺に追い込まないようにすることである」。このように身近にあるコミュニティのなかで繋がりを作ることは、自殺のリスクを減少させる役割をもっています。



## 2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を進めるにあたっては、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する、早期の「気づき」が重要となります。そのうえで、保健や医療、福祉、教育、労働をはじめとする関連機関はもとより、周りの人が「気づき」に対応できることが求められます。そのため、ゲートキーパーの養成や学校教育・社会教育に関わる人への研修を行うなど、自殺対策を支える多様な人材の育成に向けた取り組みを進めます。

### ■ 研修機会の充実

自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて、適切な対応ができる人(ゲートキーパー)の養成に向けて、研修機会の充実に努めます。ゲートキーパー研修は、町民だけではなく、町民と接することの多い、関係団体、教職員、庁内向けにも行い、人材の育成を行っていきます。

【主な取り組み・担当部署】

<b>町民向けゲートキーパー研修会の開催</b>	
関係各課、各種団体と連携してゲートキーパー研修会を実施し、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知ってもらい、地域の自殺対策に関わる人材を増やします。	健康増進課
<b>関係団体向けゲートキーパー研修会の開催</b>	
地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、母子保健推進員、食生活改善推進員、健康づくり地区推進員、ケアマネージャー、訪問事業所職員、ボランティア団体等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	関係各課
<b>教職員向けゲートキーパー研修会の開催</b>	
児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについて理解を深めるための研修会を実施します。	学校教育課
<b>「要保護児童対策地域協議会」の開催</b>	
子どもに関わる地域の関係者が参集する協議会において、自殺対策の情報共有やゲートキーパー養成講座等の研修を実施し、支援の共通認識を図ります。	子ども未来課
<b>職員向けゲートキーパー研修会の開催</b>	
庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に早期発見のサインに気づくことができるように、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。	総務課

### 3. 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは、「誰にでも起こり得る危機」ですが、そこに至るまでの心情や背景が理解されにくい実情があります。そのような危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが適当であるということが共通認識となるよう、継続的かつ長期的な啓発を進めていくことが重要です。そのため、リーフレットや啓発グッズ等の活用とともに、講座やイベント等の開催、メディアを活用した啓発に努めます。

#### ■さまざまな媒体を活用した啓発

自殺対策にかかる気運の醸成を図るため、パンフレット・リーフレットの日常的な配布とともに、町内のイベントにおける啓発活動、自殺予防週間や自殺対策強化月間における積極的な啓発活動に努め、こころの健康に関する町民の理解を広げていきます。

【主な取り組み・担当部署】

リーフレット・啓発グッズの作成と配布	
日常的に相談窓口一覧のチラシやイベント時に啓発グッズ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	健康増進課
広報媒体を活用した啓発活動	
町の広報紙やホームページに自殺対策強化月間や自殺予防月間等に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。町のホームページでは、こころの健康などの専門サイトへのリンクなど、情報内容を充実して啓発活動を行います。	健康増進課 企画調整課
町民祭等のイベントでの啓発活動	
町民祭などのイベント会場において、啓発グッズの配布や相談コーナーの開設を行い、啓発を推進します。	健康増進課
図書館でのこころの健康図書コーナーの開催	
自殺予防月間等の期間中に、こころの健康に関連する図書コーナーを開設して、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。	社会教育課

## 4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人であっても社会であっても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みとともに、「生きることの促進要因」を増やしていくことが求められます。そのため、総合的な相談から町民の実情に応じた個々の相談窓口の設置等の支援を進めるなど、生きることの促進要因への支援に努めます。

### ■ 多様な相談窓口の設置・交流の場づくり

総合的な町民への相談窓口はもとより、関係機関とのネットワークを構築しつつ、身体やこころの健康に関する相談、子育てに関する相談など、あらゆるケースに対応できる窓口の充実とともに、様々な人たちが集える多様な居場所づくりに努めます。

【主な取り組み・担当部署】

<b>健康 子育て 生活困窮 DV等の不安を抱える人への支援</b>	
それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごとに応じて、連携を図りながら相談対応を行います。	関係各課
<b>こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援</b>	
こころの健康や不安に対する相談や不安の強い妊婦や出産後間もない産婦について、産後うつ等の早期発見のため個別相談を行います。	健康増進課
<b>高齢者を対象とした居場所づくりの推進</b>	
身体機能や脳の活性化を図るだけでなく地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
<b>子育て世代の親や子どもを対象にした居場所づくりの推進</b>	
子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を引き続き提供します。	子ども未来課 社会福祉協議会
<b>自殺未遂者及び遺された人への支援</b>	
自殺未遂者や遺された人で支援が必要な者に対し、関係機関とのネットワークの構築を図り、相談等の支援を行っていきます。	健康増進課 関係各課



## 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子ども・若者それぞれの段階において、抱えやすい課題に着目した包括的な支援の充実に取り組みます。また、若者自身も身近な相談者になることが期待されることから、そのための支援を進めます。さらに、社会全体での若者の自殺リスクを低減させるため、情報発信ときめ細かな相談を行うなど、子ども・若者のいのちを守るための総合的な取り組みを進めます。

学校における教育活動としての位置付けのもと、「生きる包括的な支援」として、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう、児童生徒のSOSの出し方に関する教育に取り組みます。また、SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化にも取り組みます。児童生徒とその保護者、教員に対する幅広いアプローチとともに、地域との連携も促します。

### ■ SOSの出し方に関する教育の実施・子どもを取り巻く環境の整備

児童生徒の生活時間の大半は学校で過ごしており、友人や教師との人間関係や学業など、感じるストレスはさまざまです。そのため、児童生徒にとって信頼できる大人を見つけ、いつでも助けの声をあげることができるという意識を醸成することが必要です。児童生徒が安心して居られる場所をつくるなど、子どもを取り巻く環境のさらなる向上につなげていきます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

SOSの出し方に関する教育の実施	
学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを教える教育を推進します。	学校教育課
教職員向けゲートキーパー研修会の開催（再掲）	
児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについて理解を深めるための研修会を実施します。	学校教育課
放課後子ども教室の提供	
土曜日や夏季休業期間中に子どもたちの安全・安心の居場所を提供し、子ども同士や指導員として参加する地域の方々との交流を通して、子どもの異変に対する気づきや早期発見に繋がります。	社会教育課
子どもの居場所づくり支援事業の実施	
子どもに普段の生活とは一旦切り離された空間を提供します。そこで地域の人とのふれあい・声かけ、学校以外の交流の輪を広げることで、家や学校では話せないいじめ等の悩みについても素直に話せるような環境づくりを行うことにより子どもの健全育成に繋がります。	社会福祉協議会

## 青少年健全育成指導委員会の開催

校区ごとに月1回程度会議を開催し、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行います。日々の見守り活動の中で、子どもの異変を察知し早期発見、対応に繋げていきます。

社会教育課

## 【MEMO】 SOS の出し方に関する教育

「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」は、自殺総合対策大綱において「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」と位置づけられ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことで自殺対策に資する施策とされています。また、地域自殺対策の政策パッケージにおいては、すべての自治体で必ず実施することが望ましい基本パッケージの施策とされたことから、地域自殺対策計画策定においても特に重視されるべき施策となっています。

しかし、SOS の出し方に関する教育への取り組みは始まったばかりで、どのよう行うべきかは手探りの段階となっています。例えば、東京都足立区では、以下の4つをキーワードとして SOS の出し方の教育をおこなっています。足立区の「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」は 1 回完結式外部講師活用型の特別授業と位置づけられています。事前打ち合わせとして担当する外部講師（保健師）と学校側担当者が打ち合わせを行います。「自分を大切にしよう」、「信頼できる大人に相談しよう」という簡潔なメッセージを児童生徒に伝えることを目標として、授業を行っています。

STARS  
SOSの出し方教育の4つのキーワード  
夜空の星を見るように

Self-Esteem 自尊感情を涵養する

Trusted Adults 信頼できる大人を見つけて話してみる

Community Resources  
信頼できる大人がみつからなかったら、地域の相談窓口相談する

Help-Seeking Skill SOSの出し方を身に付ける

STARSを念頭にSOSの出し方教育を進めよう

出典：「児童生徒の SOS の出し方に関する教育：全国展開に向けての 3 つの実践モデル」  
『自殺総合研究』第 1 巻 第 1 号

## [ 2 重点施策 ]

本町においては、自殺の根本的な原因を「目標・生きがい・居場所」の喪失と捉えます。また、調査において指摘された、現役世代への取り組みが手薄となっていることを鑑み、これらを重点施策として位置付け、自殺対策を推進して行きます。

### 1. 未来（目標・生きがい・居場所）への支援

自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感、経済的な安定、社会や地域に対する信頼感、帰属感といった「生きることの促進要因」よりも、将来への不安や絶望、多重債務、孤独、社会や地域からの疎外感といった「生きることの阻害要因」が上回ったときとされています。

このような認識のもと、「生きることの促進要因」を増加させるため、誰もが人生の夢や目標を持つことができ、地域のなかで役割と居場所があり、生きがいを持てるよう取り組みを行います。

#### 【主な取り組み・担当部署】

<b>JFA こころのプロジェクト「夢の教室」の開催</b>	
いじめや自殺、引きこもり、無気力といった子どもたちに関する暗いニュースが多く取り上げられている中、子どもたちに「夢を持つことの素晴らしさ」を伝え、「強く・たくましく育てほしい」という熱い気持ちを込めて、また生きるための強い気持ちを高めることができるよう実施していきます。	学校教育課
<b>不登校児童生徒支援事業</b>	
いじめ・不登校等の保護者の相談窓口として、適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の集団適応を図り、また、対応する指導員がゲートキーパー研修を受講することにより、不登校児童生徒の保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へ繋ぐ等の対応をとれるようにします。 また、いじめ、不登校等の保護者の相談窓口を設けることで、保護者の抱える問題の解消を図っていきます。	学校教育課
<b>生活困窮者自立支援事業</b>	
生活困窮に陥っている人や就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もあるため、必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）としていきます。	環境福祉課

<b>いきいき百歳体操</b>	
理学療法士、作業療法士といったリハビリテーションに関する専門職および保健師が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取り組みを総合的に支援するとともに、住民同士の繋がりを強化し、居場所づくりの充実に取り組みます。	地域包括支援センター
<b>循環型エコシステム構築推進事業（元気が出る学校）</b>	
リハビリ専門職による訪問を行い、アセスメント結果による個別の自立支援対策を実施することにより、高齢者自身が運動機能の改善でき、他の参加者との交流をきっかけに社会性を回復し元気を取り戻していく取り組みを推進します。	地域包括支援センター
<b>子どもの居場所づくり支援事業（再掲）</b>	
子どもに普段の生活とは一旦切り離された空間を提供します。そこで地域の人とのふれあい・声かけ、学校以外の交流の輪を広げることで、家や学校では話せないいじめ等の悩みについても素直に話せるような環境づくりを行うことにより子どもの健全育成に繋げていきます。	社会福祉協議会
<b>ふれあいサロン事業</b>	
地域の公民館等を利用し、定期的に住民同士が気軽に交流できる場を歩いて行ける身近な所に設けることにより、住民相互の理解と見守り体制の確立、仲間づくりや生きがいがづくりの推進と閉じこもり予防、介護予防にも繋げていきます。	社会福祉協議会
<b>みやき町コミュニティ食堂</b>	
子どもから高齢者まで男女問わず一緒にご飯を食べたり、遊んだり、おしゃべりしたりなどして地域の住民が交流し、誰もが大切にされる地域の居場所をつくることで、みんなが笑顔になれる場所となります。	社会福祉協議会

## 2. 勤務者・経営者への支援

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。また、庁内のヒアリングにおいても現役世代への対応が薄いという指摘もあり、この世代へ向けた対策を進めていく必要があります。

### ■ 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた包括的な取り組み

過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるための取り組みとして、労働者や経営者を対象とする相談窓口の紹介や、関係機関との連携等を推進します。町内の事業所に対して、広報等により勤務問題の現状についての啓発を行うとともに、相談先情報の周知を進めます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

各種健診の実施	
健診受診者に対する結果説明会等を通じて、自殺のリスクの高い方に対し必要に応じた相談及び関係機関につなげます。	健康増進課
地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	
商工会と連携したセミナーにおいて、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とします。	企画調整課
中小企業資金融資	
みやき町創業支援ネットワークにより金融機関と連携を図り中小企業者を支援します。融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を把握した場合は、適切な支援先へと繋げます。	企画調整課
うつ病や睡眠障害等啓発の実施	
町の広報紙やホームページ等を利用し、働き盛り世代を主な対象としうつ病や睡眠障害、飲酒リスク等の啓発によりこころの健康問題の早期発見に努めます。	健康増進課
家族等の気づきの促進と相談窓口の普及啓発	
悩みを抱えた勤労者の心身の変調に家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ病や自殺のサインへの気づき方や適切な相談窓口の普及啓発をすすめます。	健康増進課

### 3. 高齢者への支援

高齢者の自殺対策については、特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した働きかけ、支援が求められるため、包括的な支援に向けた連携を推進します。また、自殺原因として最も多い健康不安に対する支援を行いつつ、社会参加の強化と孤独・孤立の予防に努めるなど、地域包括ケアシステムの推進とともに、総合的に取り組みます。

#### ■ 包括的な支援のための連携の推進

地域包括支援センターを窓口として、保健・医療・福祉等に関するさまざまな関係機関との円滑な連携を進めます。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議等を活用しながら、よりよい支援体制の整備を図ります。

【主な取り組み・担当部署】

<b>地域包括ケアシステム</b>	
様々な活動を通じて地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備し、地域住民同士の支えあいや助け合いの力によって生きることの包括的支援を行います。	地域包括支援センター
<b>「高齢者虐待防止ネットワーク会議」（再掲）</b>	
ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取り組みの推進を図ります。	地域包括支援センター
<b>ひとり暮らし等施策</b>	
独居高齢者を把握し、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民への支援へ繋がります。	地域包括支援センター
<b>いきいき百歳体操（再掲）</b>	
理学療法士、作業療法士といったリハビリテーションに関する専門職および保健師が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取り組みを総合的に支援するとともに、住民同士の繋がりを強化し、居場所づくりの充実に取り組みます。	地域包括支援センター
<b>健康体操教室の実施</b>	
高齢男性の中には、退職後に周囲との繋がりを失うことで地域において孤立する方もいます。教室に参加することで男性の健康状態を把握し、必要時には適切な機関へつなぐ等の支援を行います。	保健課
<b>シルバー人材センター事業</b>	
高齢者の社会参加や健康増進、生きがいづくりを目的に実施します。	社会福祉協議会

## [ 3 評価指標 ]

本町における自殺対策を適正に評価・検証するため、以下のように評価指標を設定します。

【評価指標】

主な施策分野	指標の内容	現状値	目標値等
ネットワークの強化	みやき町健康づくり推進協議会開催数	1回/年	年間1回以上
	鳥栖三養基地域自立支援協議会	2回/年	広域で実施
	高齢者虐待防止ネットワーク会議	随時	年間1回以上
人材の育成	ゲートキーパー研修会	—	2020年までに開始
町民への周知	町広報紙での啓発	1回/年	年間2回以上
	町ホームページでの啓発	1回/年	
	啓発グッズの配布	1回/年	
生きることへの促進要因	未遂者への相談窓口カード配布	—	2020年までに開始
	いきいき百歳体操開催回数地区数	21地区	全地区で実施

## 第5章 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

そのため、みやき町特別職、各部課長で構成される「みやき町自殺対策推進本部会」において、実効性のある施策の推進を図るとともに、全庁的な関連施策の推進を図ります。

また、関係機関や関係団体等と連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

### (1) 町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、みやき町自殺対策計画の実施と検証のPDCAサイクルの実践等、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

### (2) 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取り組みを進めます。

### (3) 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや、SOSの出し方をはじめとした生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取り組みを進めます。

### (4) 職域等

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取り組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療等への取り組みを進めます。

### (5) 町民の役割

身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「寄り添いながら必要な相談先につなぐ」ことが大切あり、町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。



## 資料編

# みやき町「健幸長寿のまち」宣言

---

未来へ・・・

健やかで・・・ 幸せに・・・

わたしたちは たくさんの「おとな」と 少ない「こどもたち」で構成する  
人類史上どこも経験したことのない  
急速な超少子高齢化のすすんだ社会をむかえました

「健幸」は こどもからおとなまでの すべての人々が 生涯にわたって  
いきいきと 健やかで 幸せに 暮らすための基本であり

ひとりひとりの「健康」と「幸福」は  
豊かで活力ある地域社会を築いていくための基盤です

わたしたちは みやき町の豊かな自然環境の 住みなれた場所で  
心身ともに「健幸」で 元気に安心して暮らし

ゆとりとうるおいのある社会の中で 互いに支えあいながら  
すこやかに長寿をむかえ しあわせに生きていきたいと願っています

「健幸」という「命」と「文化」

「健幸」が自分自身の活力であるための「命」を運び  
「健幸」であることが実感できるまちの「文化」をつなぐ

こどももおとなも みんなが いきがいを持ち 笑顔で やさしさを胸に  
いつまでも活躍できる 元気いっぱいの明るいまちを

「世代をこえて」

みんなが手をたずさえて かけがえのない「健幸」をはぐくみ  
生きるよろこびをともにわかちあいながら すすんで健康づくりが実践できる

「健幸で誇りある長寿のまち」を めざすことをここに宣言します

平成 27 年 9 月 1 日  
みやき町

# 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

---

---

## みやき町自殺対策計画

編集・発行 : みやき町 民生部 健康増進課

〒849-0113

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 6436 番地 4 みやき町保健センター

T E L : 0942-89-3915 FAX : 0942-89-3935

---

---